

和歌山県立古佐田丘中学校・橋本高等学校文化後援会規約

第1章 名 称

第1条 本会は、古佐田丘中学校・橋本高等学校文化後援会と称し事務所を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、古佐田丘中学校・橋本高等学校生徒の文化的活動及び文化クラブの活動を後援することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は下記のとおりとする。

本校 P.T.A 本校同窓生その他一般有志

第4章 役 員

第4条 本会は下記の役員を置く。

1：会長 1名 2：副会長 若干名

3：幹事 若干名 4：監査 若干名

第4条の2 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員の推挙により会長が委嘱する。

第5条 本会の役員の仕事は下記のとおりとする。

- ・会長は、会務を統轄し総会及び役員会を主宰し会議を招集する。
- ・副会長は、会長を補佐し会長不在の時はその職務を行なう。
- ・幹事は、本会の目的を達成するため種々の企画及び予算案を審議し本会の運営並びに会計の管理を行なう。
- ・監査は、本会全般の監査を行なう。

第6条 本会は、若干名の各部委員・庶務を置く。

- ・各部委員は文化部顧問からなり、幹事を補佐し各文化部の運営及び連絡にあたり、各文化部の活動を推進する。
- ・庶務は本会の会計及び一般事務を行なう。
- ・なお、本会は、この他に必要に応じて特別委員会を持つことができる。

第7条 本会の役員は下記のとおり選出する。

- ・会長・副会長・監査は、総会で選出する。ただし、選出にあたっては、古佐田丘中学校・橋本 高等学校 PTA 規約第9条を適用することができる。
 - ・幹事(各部委員代表者を含む)・各部委員・庶務は会長が委嘱する。
- 本会の役員の仕事は1年とし再選することができる。

第5章 総会及び役員会

第8条 本会は、総会を年1回開き予算、企画の審議決定並びに活動状況、決算の報告及び役員の仕事を行なう。なお必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第9条 本会は必要に応じて役員会を開くことができる。

第6章 委任事項

第10条 次の各号に掲げる事項を県立学校校長に委任する。

- (1) 会費等の徴収、収納に関すること。
- (2) 会費等の保管、管理に関すること。
- (3) 金融機関への届出印の保管に関すること。
- (4) 支出の決裁権限に関すること。(50万円以下に限る。)
- (5) 支出事務に関すること。

- (6) 収支報告書の作成に関する事。
- (7) 予算書及び決算書の作成に関する事。

第7章 会計・その他

第11条 本会はその事業を遂行するため、その経費は保護者会員の会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は毎年度予算の定めるところによる。
(会費の減額免除)

第13条 保護者（父母又はそれに代わる人）が次の第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、申請により全額を免除する。第4号又は第5号に該当する場合には、申請は不要とする。

- (1) 長期にわたる傷病等の事故又は死亡の場合。
- (2) 天災その他災害に遭い、著しく損害を受けた場合。
- (3) 経済的理由、その他特別の事由により家計が困難になった場合。
- (4) 古佐田丘中学校・橋本高校を通じ兄弟姉妹が在学（留学・休学の期間を除く。）している場合は、一番年下の生徒1名に限り全額免除とする。
- (5) 中学校で就学援助を受けている家庭の場合、全額を免除する。

第14条 本会規約は総会の決議によって改正することができる。

第15条 本会規約は実施細則に従って施行される。

附 則

本規約は昭和63年4月1日よりこれを施行する。

平成22年5月15日一部改正

平成25年5月11日一部改正

平成26年5月10日一部改正

部・クラブ編成一覧

文 化 部

茶	華	道	放	送
吹	奏	楽	数	学・情
語		学	美	術
科		学	音	楽
図		書	写	真
文		芸	将	棋
家		庭	書	道
歴		史	演	劇
邦		楽	ダンス	(同)
手話	J・R・C			